

神奈川県警察救急法訓練推進要綱の制定について

(平成 20 年 10 月 3 日例規第 46 号 / 神教発第 1407 号)

改正 平成 24 年 9 月 24 日例規第 39 号神教発第 744 号 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察救急法訓練推進要綱を制定し、平成 20 年 10 月 10 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

神奈川県警察救急法訓練推進要綱

1 趣旨

この要綱は、神奈川県警察における救急法訓練(以下「訓練」という。)を効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

2 訓練の目的

訓練は、警察官が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員又は医師に引き継ぐまでの間、適切に一次的な救命処置、応急手当等を行うことができるよう、救急法に関する知識及び術技の修得及び向上を図ることを目的とする。

3 訓練推進体制の確立

(1) 訓練総括責任者

ア 神奈川県警察に、訓練総括責任者を置く。

イ 訓練総括責任者は、警務部長をもって充てる。

ウ 訓練総括責任者は、訓練に関する業務を総括する。

(2) 訓練総括副責任者

ア 神奈川県警察に、訓練総括副責任者を置く。

イ 訓練総括副責任者は、警務部教養課長(以下「教養課長」という。)をもって充てる。

ウ 訓練総括副責任者は、訓練総括責任者を補佐し、訓練が計画的かつ効果的に行われるように努めなければならない。

(3) 訓練実施責任者

ア 所属に、訓練実施責任者を置く。

イ 訓練実施責任者は、所属長をもって充てる。

ウ 訓練実施責任者は、所属における訓練を計画的かつ確実に実施しなければならない。

(4) 訓練推進責任者

ア 所属に、訓練推進責任者を置く。

イ 訓練推進責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 本部の所属

課長代理、室長代理、副隊長又は次長

(イ) 市警察部

副部長

(ウ) 相模方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部

副本部長

(エ) 警察学校

副校長

(オ) 警察署

副署長

ウ 訓練推進責任者は、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

(5) 訓練推進副責任者

ア 所属に、訓練推進副責任者を置く。

イ 訓練推進副責任者は、警部の階級にある警察官のうち、所属長が指名する者をもって充てる。

ウ 訓練推進副責任者は、訓練が円滑に行われるように訓練推進責任者を補佐する。

(6) 訓練指導員

ア 所属に、訓練指導員を置く。

イ 訓練指導員は、術科指導者運用要領の制定について(昭和60年3月11日 例規第8号、神教発第77号)第2条に規定する救急法の指導員をもって充てる。

ウ 訓練指導員は、訓練推進副責任者の下で訓練の実施に当たるものとする。

(7) 救急法指導者

ア 警務部教養課(以下「教養課」という。)、警察学校その他警察本部長(以下「本部長」という。)が必要と認める所属に、救急法指導者を置く。

イ 救急法指導者は、日本赤十字社が実施する救急法指導員養成講習等の課程を修了し、赤十字救急法指導員の資格を有する警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員のうち、本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 救急法指導者は、訓練指導員と共に所属における救急法訓練指導に当たるとともに、教養課の救急法指導者は、警察署等に対する計画的な巡回指導を行うものとする。

エ 警務部長は、必要と認めるときは、救急法指導者(赤十字救急法指導員の資格を有する者を含む。)が置かれている所属長に対し、当該救急法指導者の派遣等を要請することができる。

4 訓練の内容

訓練は、日本赤十字社の救急法に関する教本に基づき、次の事項について実施するものとする。

- (1) 救急法の基礎知識
 - ア 救急法の意義
 - イ 救急法を実践する際の心得
 - ウ 救命の連鎖
- (2) 手当の基本
 - ア 観察の基本
 - イ 体位の基本
 - ウ 傷病者への接し方
 - エ 現場での留意点
- (3) 一次救命処置
 - ア 一次救命処置の意義
 - イ 一次救命処置の手順
 - ウ 心肺蘇生
 - エ 呼吸の確認(心停止の判断)
 - オ 胸骨圧迫
 - カ 気道確保
 - キ 人工呼吸
 - ク 胸骨圧迫及び人工呼吸の組合せ
 - ケ 呼吸原性心停止が疑われるときの心肺蘇生
 - コ AED を用いた除細動
 - サ 気道異物除去
- (4) 応急手当
 - ア 急病の症状及び手当の基本
 - イ きず及び骨折の種類並びに手当の基本
 - ウ 各部のけがの種類及び手当の基本
 - エ 特殊なけがの種類及び手当の基本
 - オ 傷の手当(止血、包帯等)
 - カ 骨折の手当(固定)
 - キ 搬送
 - ク 救護(想定に基づく総合的な訓練)

5 訓練の対象者及び推進要領

訓練の対象者は、初任科(神奈川県警察教養規程(平成 14 年神奈川県警察本部訓令第 14 号)第 13 条第 1 号に規定する課程をいう。以下同じ。)の学生及びその他の警察職員とし、それぞれ次の要領で推進するものとする。

- (1) 初任科の学生に対しては、救急法指導者が、神奈川県警察採用時教養実施要綱の制定について(平成 14 年 5 月 30 日 例規第 36 号、神教発第 567 号)第 12 条に規定す

る救急法の教授科目において、4(1)から(4)までに掲げる事項について訓練を実施するものとする。

(2) その他の警察職員に対しては、訓練指導員が、救急法に関する最新の知識及び術技の修得及び向上を図るため、4(2)から(4)までに掲げる事項について訓練を毎年1回以上実施するものとする。

6 報告

所属長は、自所属において訓練を実施した場合(初任科の学生を対象にした訓練を除く。)は、当該訓練の実施者及び内容を警務部長(教養課長経由)に報告するものとする。

7 訓練状況の把握

教養課長は、各所属における個々の訓練の実施状況を把握し、計画的かつ確実な訓練の実施に必要な指導を行うものとする。

8 関係機関・団体との連携

所属長は、訓練の実施に当たっては、消防、日本赤十字社神奈川県支部、医療機関等の関係機関・団体と連携を図るものとする。

9 専門的知識を持つ者による訓練

所属長は、5に規定する訓練を実施するに当たり、教養課の救急法指導者又は部外の講師等の専門的知識を持つ者による訓練を実施するよう努めるものとする。

10 赤十字救急法指導員等の育成

(1) 所属長は、赤十字救急法指導員、赤十字救急法救急員及び赤十字水上安全法救助員(以下「赤十字救急法指導員等」という。)を育成するため、指導者として適性を有すると認められる者に対しては、赤十字救急法指導員等の資格の取得に必要な講習、専科等を受講させるよう努めるものとする。

(2) 所属長は、赤十字救急法指導員等の資格を有している者に対しては、日本赤十字社が主催する研修会等に参加させるなどして、資格の継続並びに指導力の維持及び向上に努めさせるものとする。

附 則(平成24年9月24日例規第39号神教発第744号)

附 則(平成31年3月26日例規第4号神務発第366号)